

# 福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会規約

## (名称)

第1条 本会は、福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 本協議会は、高齢者、障害者を含むすべてのひとが安心・安全で快適に生活できるように、次の活動を通じてひとにやさしい建築物等の整備とまちづくりを推進し、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

- 一 ひとにやさしい建築物等の整備やまちづくりについての法律、条例及び施策等に係る啓発・普及に関すること。
- 二 ひとにやさしい建築物等の整備やまちづくりについての助言、情報提供及び広報に関すること。
- 三 ひとにやさしい建築物等の整備やまちづくりについての調査、研究及び提言に関すること。
- 四 「福岡県福祉のまちづくり協議会」との連絡調整に関すること。
- 五 その他ひとにやさしい建築物等の整備やまちづくりに関すること。

## (構成)

第3条 協議会は、まちづくり等に携わるもので別に定める会員（以下「会員」という。）をもって構成する。

- 2 協議会に会長1名、副会長2名を置く。
- 3 会長及び副会長は会員の互選による。

## (職務)

第4条 会長は、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任はこれを妨げない。

## (入会及び退会)

第5条 入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出して入会することができる。

- 2 会員は、退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

## (会議)

第6条 会議は会長が必要と認めるときに招集・開催し、会長が議長となる。

- 2 会議は、会員の2分の1の出席をもって成立するものとする。
- 3 会議の議事は、出席した会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (幹事会)

第7条 協議会について効率的な企画及び運営を行うため、幹事会を設置する。

2 幹事会は、会議において選出された会員で構成する。

3 幹事会は、会長が招集・開催し、会長が議長となる。

#### (ワーキング部会)

第8条 協議会について効果的かつ効率的な事業遂行を行うため、ワーキング部会等を設置することができる。

2 ワーキング部会は、会員のうち会長の選任により構成する。

3 部会には部会の議事を司るため、部会員の互選により部会長1名を置く。

4 ワーキング部会は部会長が招集・開催する。

5 ワーキング部会には、必要に応じて学識経験者、研究機関、建築設備機器メーカー、事業者等の会員以外の意見を求めることができる。

#### (事務局)

第9条 協議会の事務局は、福岡県建築都市部建築指導課に置く。

#### (その他の事項)

第10条 この規約に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が幹事会に諮って定める。

#### (事業年度)

第11条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (附則)

1 この会則は、平成10年2月20日から施行する。

2 本協議会の設立当初の役員の任期は、第4条第3項及び第8条第5項の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

#### (附則)

3 この会則は、平成10年8月4日一部施行する。

#### (附則)

4 この会則は、平成20年7月3日から施行する。

# 福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会組織図

## 福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会

(旧福岡県人にやさしい建築物等整備推進協議会) H10.2.20設立  
(建築都市部)

会員：もの・まちづくりに直接に携わるもの集まり

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| ◆ 国土交通省九州地方整備局  | ◆ 福岡県建設業協会     |
| ◆ 福岡県           | ◆ 福岡県建設業協同組合   |
| ◆ 市町村代表         | ◆ 福岡県設備設計事務所協会 |
| ◆ 建築技術教育普及センター  | ◆ 日本建築家協会      |
| ◆ 福岡県建設技術情報センター | ◆ 日本エレベーター協会   |
| ◆ 福岡県建築住宅センター   | ◆ 全国自動ドア協会     |
| ◆ 福岡県建築士会       | ◆ 福岡県建築士事務所協会  |

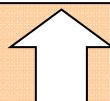
平成22年8月5日 現在

### 幹事会

- 福岡県
- (社)福岡県建築士会
- 北九州市
- (社)福岡県建築士事務所協会
- 福岡市
- (社)福岡県建設業協会
- (財)建築技術教育普及センター九州支部
- (財)福岡県建築住宅センター

### ワーキング部会

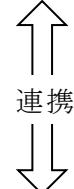
検討内容等により会長が会員から選任し、ワーキング部会を設置する。



学識経験者、研究機関、建築設備機器メーカー、事業者等

連携・共同

まちづくり団体等



H9.11.28  
福岡県福祉のまちづくり協議会  
(福祉労働部)